

紫波町空き校舎等の活用にかかる  
個別実施方針策定に向けた  
サウンディング型市場調査  
実施要領

令和6年4月

## 第1 趣旨

町では、紫波町立学校再編基本計画を平成31年3月に策定し、学校の再編に取り組んで来ました。その学校再編に伴い、令和3年4月に西部の水分、片寄小学校の2校空き校舎となり、令和4年4月には彦部、星山、佐比内、赤沢、長岡小学校の5校が空き校舎となります。

一方、町の財政状況は、少子化に加え高齢化と人口減少などに伴う税収の減少と社会保障費の増大が見込まれ、これまで以上に厳しくなると想定されています。空き校舎となった施設の管理にも費用を要すことから、未利用の状態で存するのではなく、有効かつ適正に資産の活用・運用を図っていく必要があります。

そこで、今後生じる空き校舎及びその敷地（以下、「空き校舎等」という。）について、地域のニーズと民間市場の動向を捉えながら、地域や市民、民間企業による持続的な活用を推進するため、基本的な考え方を示す「紫波町学校跡地活用基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定いたしました。

具体的な活用に向けては、地域特性やニーズを考慮した施設ごとの「実施方針」を策定し、基本方針の「基本コンセプト」と、「実施方針」を踏まえて活用を検討することとしています。

このサウンディング型市場調査は、民間事業者から空き校舎等の利活用に関する具体的なアイデアの提案を求め、空き校舎等の個別の実施方針の作成や条件整理に役立てることを目的としたものです。

## 第2 市場調査概要

### 1 事業名称

紫波町空き校舎等の活用にかかる実施方針策定に向けたサウンディング型市場調査

### 2 事業目的

本サウンディング型市場調査は、町が民間事業者と対話をすることで、不動産市場の動向、民間事業者の意向等を適切に把握しながら、地域の特性やニーズを併せ、実施方針の作成や条件整理に役立てることを目的としたものです。なお、この調査により実際に対象施設で事業を行う事業者を決定するものではありません。

不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握し、実現性の高い実施方針を作成することで、現実的で効果的な空き校舎活用の実現が可能となります。

民間事業者：

民間企業のみならず、地域の各種団体や組織、市民活動団体等を含めた民間で事業を行おうとする者のことを言います。

### 3 対象施設

#### ■ 空き校舎となる施設の位置



#### ■ 施設概要(別紙)

### 4 学校跡地活用基本方針

活用の検討にあたっては、基本方針を踏まえて検討してください。

基本方針については、町ホームページからダウンロード出来ます。

[https://www.town.shiwa.iwate.jp/soshiki/4/shisankeiei\\_gakkouatochikatsuyou/7894.html/](https://www.town.shiwa.iwate.jp/soshiki/4/shisankeiei_gakkouatochikatsuyou/7894.html/)

### 5 実施日時

随時受付（事前予約制）

あらかじめ「第3 1 提出書類の種類」の書類を提出いただき、サウンディングの日程を調整します。

## 第3 サウンディング（対話）の実施

### 1 提出書類の種類

提出する書類及び提出部数は、次のとおりです。

名 称	提出部数
参加申込書	1 部
誓約書	1 部（グループの場合は構成員各 1 部）
サウンディングシート	3 部

## 2 提出書類の受付

- (1) 参加者は、参加申込書等を紫波町地域づくり課まで提出してください。
- (2) 受付時間は、開庁日（平日）の午前9時から午後5時までとします。
- (3) 提出方法は、郵送、メール、FAX 又は持参とします。

## 3 書類の提出先

〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

紫波町企画総務部地域づくり課 TEL 019-672-2111 / FAX 019-672-2311

E-mail [chiiki@town.shiwa.iwate.jp](mailto:chiiki@town.shiwa.iwate.jp)

## 4 現地調査・事前相談等の受付

現地調査および事前相談等を希望する場合は、地域づくり課までご連絡ください。なお、現地調査の可能な時間が限られていますので、余裕を持って希望日をお知らせください。

## 第4 参加資格条件等

### 1 参加資格要件

参加者は、提案内容を実行する意向を有する、民間企業、NPO 法人、任意団体（地域の各種団体や組織、市民活動団体等を含む）等とします。

### 2 参加者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、参加者及びその構成員になることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- (3) 紫波町暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
- (4) 町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から指名停止措置を受けている者

### 3 留意事項

#### (1) 費用負担

サウンディング参加に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱い

提出いただいた書類は返却しません。

第5 サウンディング（対話）の結果

1 サウンディング結果の公表

サウンディングの結果の概要を公表します。なお、提案内容を公表する場合は、参加者に協議のうえ行うこととします。

また、提出書類の著作権は参加者に帰属しますが、町が必要とする場合には、提案の内容について、協議のうえ無償で使用させていただきます。

2 権利等の取り扱いについて

サウンディングの実施結果、実施方針策定に向けた協議が行われ、実施方針策定につながった場合は、アイデア自体を知的財産と捉え、その権利の保護、また、その実施方針に沿った事業の実施を進めるため、協議が整ったときはその事業者と随意契約を締結する場合があります。

ただし、民間事業者との各種協議が成立した場合においても、議会において予算案件等の議案が承認されない等の事由が生じた場合は、契約締結および事業実施となりません。

※本サウンディング型市場調査後のフローチャートの例

